

本部各部課長  
各警察署長 殿

平成18年7月24日

項目コード	L 0 8 0 1
保存期間	30年
廃棄年月日	平成48年7月24日
担当係	安全教育係

三重県警察本部長

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の実施について（例規通達）

対号 安全運転管理者等講習の実施について  
（例規通達・昭和54年6月30日（企）  
第35号）

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習（以下「講習」という。）を適正かつ効果的に実施するため、このたび安全運転管理者等講習実施要綱（昭和47年三重県公安委員会規程第4号。以下「要綱」という。）の一部が改正されたが、下記の事項に留意し、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

1 講習実施に対する指導監督

道路交通法第108条の2第3項の規定により講習を委託している場合は、講習場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、講習が要綱に定める基準に従って適切に実施されるよう指導監督を積極的に行うこと。

2 講習の受講勧奨

安全運転管理者等に対する講習の通知は三重県公安委員会からなされるが、警察署長は、管内の安全運転管理者等が確実に受講するよう勧奨に努め、未受講者の絶無を期すこと。

3 部外講師の推薦

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）及び警察署長は、要綱第7条（1）の部外講師について、適任者と思われる者がいるときは、安全運転管理者等講習講師委嘱推薦書（別記様式）により推薦すること。

なお、警察署長が推薦する場合は、交通企画課長を経由すること。

4 部内講師の指定

要綱第7条(2)の規定による「警察本部に勤務する者」は、交通部に属する所属長及び交通企画課課長補佐とし、「警察署に勤務する者」は、警察署長及び交通官又は交通(第一)課長とする。

#### 5 部内講師の任務

部内講師が行う講習は、要綱に定める講習科目について行うものとし、講習の効果が上がるように視聴覚教材及び各種資料を活用すること。